

釜山・旧都心の露店空間に関する研究

姜 忍耐

1. はじめに

1-1 研究の背景

(1) 釜山市の街路と露店空間

都市が発展すると共に、釜山市の街路空間には他のアジアの都市と同様に露店による仮設的な空間が多数形成されてきた。戦後の近代化都市政策の中で、歩行空間での通行の障害や公共空間占用の問題などでその数は減少してきたものの、依然として釜山市の多くの地域には露店が存在している。中でも、歴史ある旧都心の「国際市場地区」のB&C通りは、狭い街路に露店が立ち並び、現在に至っても多くの人を訪れる高密度な賑わいある空間が形成されている（写真1）。

(2) 新しい都市戦略と地域資源としての仮設空間

近年、韓国では都市空間の質の向上やイメージ改善のための公共デザイン戦略事業が多数行われている。釜山市では街路の魅力創出に力を入れており、露店を活かした釜山らしい街路空間の形成に向けて事業を進めている。一方、福岡市においては、公共空間を利用して都市に活気を与える事業等が行われ、仮設空間を都市の魅力や賑わい演出、新たな都市空間の効率的な利用の装置として積極的に活用されている。このように、公共空間の演出や利用の面で仮設空間の持つ役割は大きいと考えられる。

1-2 研究の目的

本研究では、露店を釜山市の地域や街路に賑わいを創出する装置として捉え、まず、釜山市の露店に関する法制度・政策の把握と釜山市全体での露店分布実態の特性を把握する。次に、釜山市で露店が最も密集し、賑わう旧都心「国際市場地区」を対象として、露店空間の特徴や役割、それを支える仕組みを明らかにし、釜山・旧都心の街路に賑わいを創出する露店空間のあり方や実態を探る事を目的とする。



写真1 「国際市場地区」のB&C通りの様子

1-3 研究の方法

分析は、露店に関わる制度・政策と露店空間を釜山市全体、地区、街路空間のスケールで分析を行い、さらに露店営業を支える仕組みについて明らかにする。

2009年11月22日～25日、2010年1月6日～10日の2回に渡って行った文献調査、測量調査、ビデオ・写真観察調査、アンケート・ヒアリング調査を基にまとめる。アンケートは1月8日（平日）、1月9日（休日）に行い、来街者から208枚の回答を得、うち201枚を有効回答とした。

1-4 研究の対象地

大韓民国の南東端に位置する釜山特別市は、面積765.94km²、人口約360万人の15区と1郡を持つ、韓国第2の都市である。釜山港を中心に都市が成長し、多くの山地の間で発達した都市である。また、「国際市場地区」は中区に位置しており、地区内の「B&C通り」は最も多く露店が立ち並ぶ街路である。

2. 釜山市の露店に関わる制度・政策と分布実態

2-1 露店に関わる法制度

韓国の露店に関わる法制度として、公共空間占用に関わる法と営業に関わる法が存在する²⁾（表1）。

前者には、道路法が存在し、道路を占用する際には、占用許可を得る必要があると定められている。その許可を得られる対象となるものは道路法施行令定められており、露店は許可対象項目に含まれていない。しかし、対象外のものに関しては、管理庁で条例を定める事で許可対象となるとしている。また、道路交通法により、露店営業の行為は禁止行為とみなされる。

後者には、食品衛生法、消費者保護法などが存在し、露店は取り締まりの対象となる。

表1 露店の営業に関わる法制度

<公共空間占用に関する法令>

道路法		
第38条	道路の占用	道路を占用する際、管理庁の許可が必要となる。道路施行令で定めるものや基準を満たすものに関して許可が得られる。
道路法施行令		
第28条	占用の許可申請	道路の占用許可を得られる項目には、「露店」は含まれていない。項目外のものに関しては、安全かつ交通に支障がないものに関して、管理庁で条例を定めることで許可が得られる。
道路交通法		
第68条	道路での禁止行為等	道路での禁止行為に関して定めている。露店は、「交通の妨害となる物の放置」行為として、許可の得られない行為であり、取り締まりの対象となる。
第71条	道路の違法工作物に関する処置	

<その他の露店の営業に関する法>

食品衛生法	人体を害する恐れのある食品や添加物の販売の禁止
消費者保護法	不良・不正商品の販売を禁止
古物営業法	無許可の古物の販売禁止
汚物清掃法	汚物の路上放棄の禁止

2-2 露店整備の経緯と現状¹⁾

(1) イベント時の集中的な整備

1980年代より以前は貧困問題、1997年のIMF経済危機などにより、露店の取り締まりが緩和された。しかし、2000年以降、APECなどの国際的な行事・イベント開催以前に、街路環境の整備として露店の集中的な取り締まりが行われてきた(表2)。

(2) 現在の整備状況

2007年から「露店商・路上設置物整備計画」を推進し、露店が一時的に減少したが、景気悪化により2008年には増加傾向にあった。そこで、露店再発生防止のための花壇・ベンチなどを設置し、現在は再び露店が減少している傾向にある(図1)。このように、釜山市では新たに増加する露店に対しては厳しく取り締まりを行っている。

2-3 釜山市の新たな露店政策

(1) 露店整備のモデル街路事業

釜山市では、2007年より都市の街路景観向上と体系化した露店商管理を目標に、露店モデル街路事業を行っている。同時に露店を観光資源とし、新しい露店文化を生み出す事を目指している。2008年には「露店模範街路形成委員会」を立ち上げ、露店商の代表、区役所の職員、市民団体、専門家などで計画・運営されている。現在、対象地区である西面の一部では、水道や電気等のインフラ面も街路沿いに整備され、統一された露店デザインと規制時間内に営業を行っている。

(2) 釜山市の露店に関する条例改訂

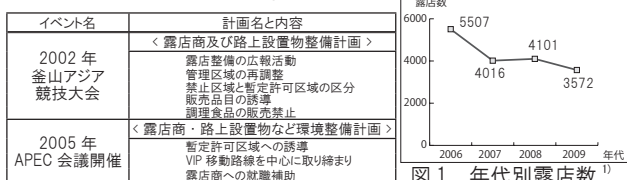
釜山市の行政に対するヒアリング調査により、露店を道路占用許可の対象として認めるため、既存の「釜山広域市道路占用料などの徴収条例」を「釜山広域市道路占用許可及び許可占用料などの徴収条例」に全面改訂する動きがある事が分かった。現在の条例では、「露店」が道路占用許可の対象として含まれていないが、道路法施行令第28条を根拠に、市の条例で「露店」を許可対象として認める事で、各区では占用料を徴収し露店占用を許可する事が出来るようになる。

2-4 釜山の露店分布実態と立地特徴

(1) 釜山市の露店立地傾向³⁾

釜山では、露店の暫定許可区域と禁止区域^{注1)}を定めており、2007年には暫定許可区域は103区域存在して

表2 国際イベント時の整備計画



いた。立地分布の実態を把握した結果、露店は、地下鉄の駅を中心にそのルート沿いに多く、また半数以上が市場内や周辺に立地(図2)し、商業空間と共に人の通行の多い街路に分布している傾向にあることが把握出来た。また、釜山の露店は、道路幅が10m前後の比較的スケールの狭い街路空間に多く立地している傾向が見られた。

(2) 露店の配置特性

釜山市全15区において、それぞれ最も露店数の多い露店暫定許可区域に着目すると、7区域では露店が密集して立地し、その他の区域では点在していた。その7つの密集区域には、配置や販売品目に特徴が見られ、それらは「市場一体型」と「商業施設隣接型」の2つの配置パターンに分けられる(図3、4)。前者は、露店が市場の周辺や市場内の狭い街路に連続して立地するタイプで、5区域が該当する。住宅地周辺では日用品や農産物、海沿いの朝市では海産物類、旧都心の国際市場地区では買回り品が主に販売されている。後者は、露店が大型商業施設周辺の街路の歩道に立地するタイプで、2区域該当し、小物類や調理品が販売されている。

このように、釜山市に存在する露店は、地域の核となる市場や大型商業施設沿いに主に立地し、周辺環境に応じて販売品目や配置タイプに違いが見られた。

3 国際市場地区と街路空間の特徴

3-1 国際市場地区の概要

国際市場地区(シンチャン洞・デジョン洞・チャンソン洞)は、釜山の中区に位置し、国際市場を含めた商業店舗が集積している地域である。

日本植民地時代には、日本人の居住地・商業地として繁栄し、植民地解放後には多くの避難民が中区内で戦争時に入ってきた軍用品などを売る露店を営み、

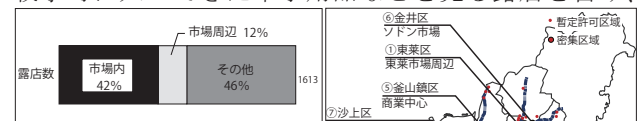


図2 暫定許可区域と周辺用途

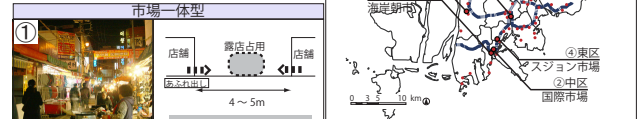


図3 露店分布と密集区域の位置

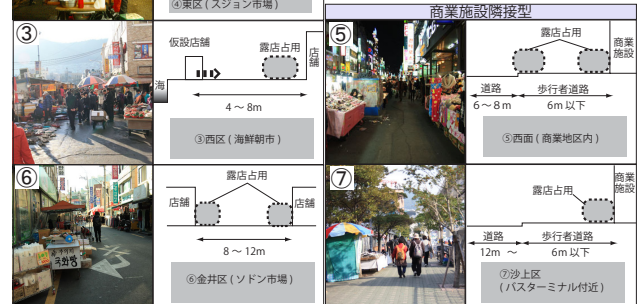


図4 密集区域における露店配置タイプ

その露店が集まる事で現在の国際市場が形成された。その後、市場中心に山に沿ってさらに広範囲に斜面住宅地が拡大していった。

1970年から80年代にかけては、文化と商業の中心地として栄え、90年代からは市庁の移転と地下鉄の発達や工業団地の形成などで中心が釜山鎮区移ったが、中区は現在でも歴史ある地区として国際市場を中心に買い物や観光で多くの人々が訪れる場所となっている。

3-2 国際市場地区の店舗の立地傾向と特徴

地区は小規模店舗で構成され、南北に長く5つのテーマを持つ通りが存在している(図5)。地区の建物1階の用途を調査した所、中心部には衣類店舗が最も多く立地し、国際市場通りには、家電や工具、家庭用品の店舗が集積している。地区全体が販売品の種類毎に店舗が集積している特徴を持っていることが分かった。

3-3 地区の街路と空間構成

地区内の各通りの空間構成を調査した結果、それぞれ3タイプの特徴が見られた(図6)。

「露店占用街路」は、B&C通りやアリラン通りに見られ、街路の中心に露店が占用している。アリラン通りでは座って食べる形式の露店が並び街路空間を特徴付けている。また、「店舗あふれ出し街路」には、衣類や靴、電化製品などの店舗が多く、街路に多くの商品があふれ出し、更に通行可能な幅が狭くなっている。「非あふれだし街路」には、建物の1階の店舗が張り出している街路や街路幅が広く整備され、占用もあふれ出しもない街路空間が見られた。このように、古くから小規模な店舗が立ち並ぶ旧都心・国際市場地区は、多くの街路を持ち、その街路は露店占用やあふれ出しによってそれぞれ特徴付けられている事が明らかになった。

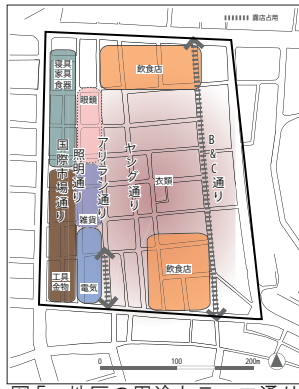


図5 地区の用途とテーマ通り

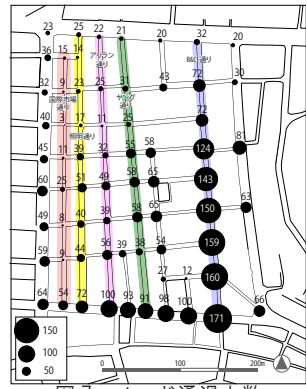


図7 ノード通過人数

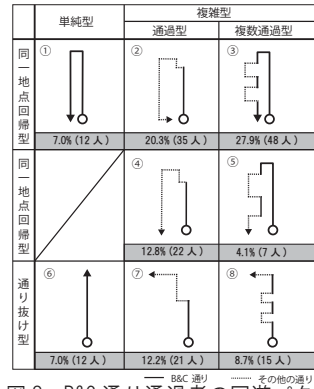


図8 B&C通り通過者の回遊パターン

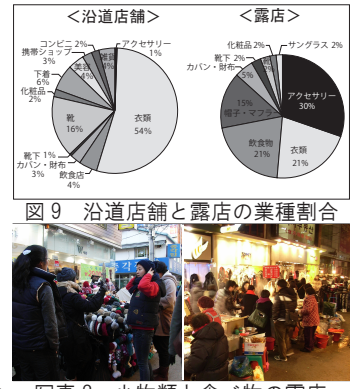


図9 沿道店舗と露店の業種割合



写真2 小物類と食べ物の露店

3-4 地区内の来街者回遊行動の特性

次に、地区内での人々の回遊に着目し、来街者へのアンケート調査からの回遊ルートを基に各ノード(街路の交差点)を通過している人の集計を行った。結果、露店が占用しているB&C通りにおいて最も通過人数が多い(図7)。更に、アンケート回答者201人のうちの86%(172人)の人がB&C通りを通過しており、地区内で最も集客力を持った街路であることが分かる。

また、B&C通りを通過した人々の回遊パターンを分析し、類型化したところ、次の8パターンに分けられた(図8)。中でも最も多く見られたパターンは、③であり、その他に②④が高い割合を占めている。③のように、B&C通りから地区を回遊し再び戻ってくるパターンが多いことから、B&C通りが来街者の回遊行動において中心的な役割をする通りである事が分かる。つまり、露店が連続的に並ぶB&C通りは、地区の街路の中で最も多くの人々が訪れており、地区全体へと人の回遊行動をつなぐ役割を担っている事が窺える。

4 B&C通りと賑わいを創り出す露店

4-1 沿道店舗と露店の立地傾向

B&C通りの沿道の小規模店舗約151軒の用途を調査したところ「衣類」が54%で最も多く占め、次に「靴」「下着」などの店舗が立地しており、大半が若い女性向けの店舗であった(図9)。

一方B&C通りの122軒の露店での販売品目は「アクセサリー」が30%で最も多く、「衣類」「飲食系」が各21%を占めている(写真2、図9)。このように露店には、沿道店舗にない「小物類」「飲食物」が販売され、店舗と露店空間がお互いに補完関係にある事が分かる。更に、調理系の「食べ物」露店は中央に密集して立地

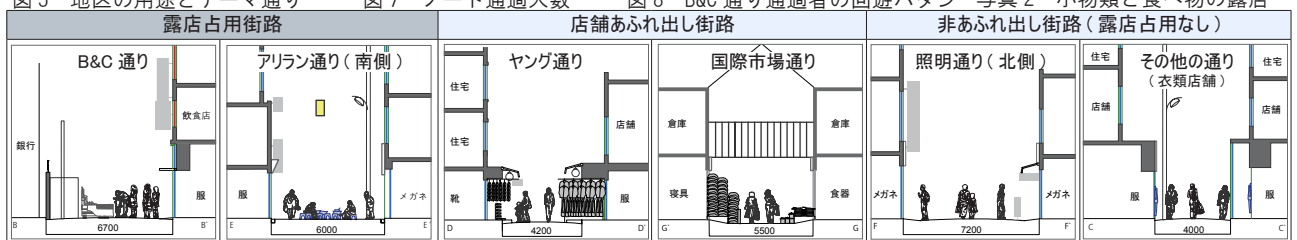


図6 国際市場地区内の街路の空間構成 S=1/400

する傾向が強く、その他にも同じ業種が比較的集積して並ぶ傾向が見られ、1つの通りの中でも品目別にゾーンが形成されていた(図10)。

4-2 B&C 通りと露店営業の時間変化

朝は店舗の運搬車などが出入りしている中、9:00頃から飲み物の露店が営業を始め、開店準備をしている店舗の人や露店営業をし始める人を対象に販売をしていた。11:00からは調理系の露店が昼の時間に合わせて営業準備を始める。その他の露店も沿道店舗が営業を始める11:00代から通りに出始め、14:00代にはすべての露店が通りに占有する。これにより、B&C通りは午前中の街路空間とは違った、歩行者専用のショッピング通りと変化する。更に、露店営業と共に歩行者数も増加しており、通りの南側と中央では16:00と19:00で最も増加している(図11, 12)。

夜は、21:00を過ぎると片づけを始める露店が見られ、22:00代になると一斉に片づけが始まり、人の通行も大幅な減少が見られた。

4-3 露店の業種と滞留者分布の関係

B&C通りでの滞留行為は、露店周りでの購買行為と飲食行為の2種類が生じている。

露店の準備が整う13時から3時間毎に滞留者分布を分析すると、B&C通りに入ってくる人数が最も多い16時に、滞留人数も1.49(人/軒)と、1日の中で最も多い。更に、露店の業種別に平均滞留人数を見ると、食べ物系の露店では16時が最も多く3.56(人/軒)、また、物販系では16時から大きな変化は見られず、19時に1日の中で最も多い1.0(人/軒)であった。B&C通りでは、夕方頃に街路の中央に位置する食べ物系の露店により多くの滞留が発生しており、来街者の買い物途中の立ち寄り空間として利用されている事が窺える(表3)。

このように、B&C通りの露店は、通過機能のみの街路空間に人が留まる事の出来る空間を創り出し、B&C通りへ来街者を引き込む、集客装置としての役割を担っている事が分かる。

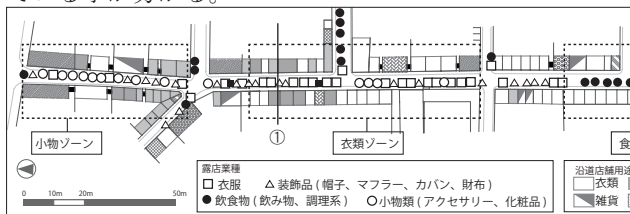


図10 B&C通りの店舗と露店の業種・配置と交通量調査位置

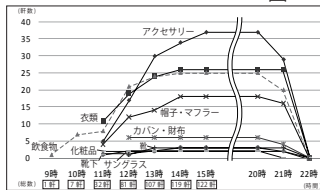


図11 露店業種別営業時間

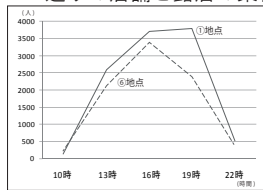


図12 断面通行量

表3 滞留者密度

物販系	13時		16時		19時	
	露店数	滞留人数	露店数	滞留人数	露店数	滞留人数
数	83	31	97	93	94	94
密度(人/軒)	0.37		0.95		1.0	
飲食系	2.29		3.56		1.88	
合計	107	86	122	182	119	141
全体密度	0.8 (人/軒)		1.49 (人/軒)		1.18 (人/軒)	

表4 露店営業に関するルール

会員数	72軒(側道の通りの露店は含まない)
年会費	40,000ウオン
営業時間	(平日)13:20~(運搬車の通行に考慮して) (休日)11:00~
電気代	電気を供給してもらっている店舗に支払う
水の利用	保管所の水を使用、清掃時は店舗から利用
露店保管料	1回4,000ウオン
ゴミ・清掃	原則的にゴミは持ち帰る 使った場所を各自清掃
主な活動	露店商同士の交流会 月に2回の消防避難訓練(区役所と共に)

5 露店営業を支える仕組み

5-1 露店商組合のルール

行政(中区)に対するヒアリングにより、通りの占有等については新規発生した露店のみ取り締まり、その他の活動は行っていないことが明らかになった。

しかし、露店商の方へのヒアリングを通して、B&C通りには露店商組合が存在し、現在では約72軒の露店商の人が組合に加入していることが分かった。露店が立ち並び始めた約30年前に露店商組合を結成しており、20歳代から70歳代まで幅広い年齢層や昔から夫婦で営業を行ってきた人が多い。行政や商店街組織間での規則は存在せず、露店商組合内で営業時間・位置・ゴミなどの周辺状況に最も適した緩やかなルールを決め、守っている事で営業が維持されていた(表4)。

5-2 沿道店舗との協力関係から成り立つ露店空間

電気や水の使用は、周辺店舗からもらっており、使用した分を支払っているシステムになっている(図13)。店舗の外に露店が利用しやすいように電源コードや蛇口が設置されている様子も見られた。

6 おわりに

現在、釜山市では、露店を文化資源として捉え、合法化に向けて条例改訂や新たな政策を進めている。実際に、国際市場地区で古くから存在する露店は、露店が立地する事で街路が特徴付けられ、更に店舗にない機能を補完する事で、人々が立ち寄り、街路や地区全体に賑わいを生み出していた。そしてその空間は、行政や周辺店舗との厳しい規則ではなく、旧都心の露店商独自の緩やかなルールによって維持され、周辺環境と上手く調和している。今後、釜山市では、露店の合法化と共に、このような地域独自の露店の魅力やそのルールを活かしていけるような、露店商組合単位での管理とその体制づくりが必要とされる。

[参考文献]

- 1) 釜山市建設安全課「露店商再発生防止及び体系的管理計画」, 2008
 - 2) 露店商団体行政に関する研究-ソウル市を中心として-, 1999
 - 3) 釜山地域露店商管理方案研究, 釜山発展研究院, 2009
 - 4) 釜山学史論, 釜山発展研究院, 2005
- [注釈]
1) 暫定許可区域: 低所得者層の生活を守るため、露店営業を認め、管理していく区域
禁止区域: 集中的な取り締まりの対象区域

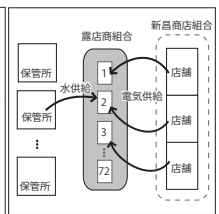


図13 インフラ